

令和 年度腸内細菌培養検査手数料減免申請書(2/3)

令和 年 月 日

千葉県知事

様

申請者住所

申請者氏名

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり細菌検査手数料を免除されますよう申請いたします。

1 手数料の額 円 …A

内訳 () 600円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌〕

() 1, 600円〔腸管出血性大腸菌O157〕

() 2, 200円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157

×

人

(別紙名簿のとおり)

2 免除申請額(2/3) 円 …B

内訳 () 400円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌〕

() 1, 070円〔腸管出血性大腸菌O157〕

() 1, 470円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157

×

人

(別紙名簿のとおり)

3 A − B

円

4 理 由

第一種社会福祉施設のため

令和 年度腸内細菌培養検査手数料減免申請書(1/2)

令和 年 月 日

千葉県知事

様

申請者住所

申請者氏名

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり細菌検査手数料を免除されますよう申請いたします。

1 手数料の額

円

内訳 () 600円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌〕

() 1, 600円〔腸管出血性大腸菌O157〕

() 2, 200円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157

〕

×

人

(別紙名簿のとおり)

2 免除申請後の額(1/2)

円

内訳 () 300円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌〕

() 800円〔腸管出血性大腸菌O157〕

() 1, 100円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157

〕

×

人

(別紙名簿のとおり)

3 理 由

第二種社会福祉施設のため

令和 年度腸内細菌培養検査手数料減免申請書(1/2)

令和 年 月 日

千葉県知事

様

申請者住所

申請者氏名

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり細菌検査手数料を免除されますよう申請いたします。

1 手数料の額

円

内訳 () 600円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌〕

() 1, 600円〔腸管出血性大腸菌O157〕

×

人

(別紙名簿のとおり)

() 2, 200円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157

〕

2 免除申請後の額(1/2)

円

内訳 () 300円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌〕

() 800円〔腸管出血性大腸菌O157〕

×

人

(別紙名簿のとおり)

() 1, 100円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157

〕

3 理 由

教育福祉等の向上のために利する公共施設のため

令和 年度腸内細菌培養検査手数料減免申請書(1/2)

令和 年 月 日

千葉県知事

様

申請者住所

申請者氏名

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり細菌検査手数料を免除されますよう申請いたします。

1 手数料の額 円 …A

内訳 () 1, 600円〔腸管出血性大腸菌O157〕

() 2, 200円〔赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌、
腸管出血性大腸菌O157〕

×

人

(別紙名簿のとおり)

2 免除申請額(1/2) 円 …B

内訳 () 800円〔腸管出血性大腸菌O157〕

×

人

3 A - B 円

4 理 由

勧奨通知に基づくため

() 給食従事者

() 食品取扱者(給食資材納入業者)

納入先